

令和8年度ペアレントトレーニング実践研修業務

企画提案審査要領

令和8年5月

岩手県保健福祉部

障がい保健福祉課

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度ペアレントトレーニング実践研修業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- （1） 本業務に係る企画提案の審査は、別途設置する「令和8年度ペアレントトレーニング実践研修業務企画提案選定委員会（以下「委員会」という。）において行うものとする。
- （2） 委員会は、企画提案参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、下記4に定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

2 審査基準

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目
（1） 業務実施方針【10点】
（2） 業務実施方法【40点】
ア 研修準備 10点
イ 研修実施 20点
ウ 研修修了 10点
（3） 広報【10点】
（4） 業務遂行能力【20点】
（5） 事業経費【10点】
（6） 追加提案【10点】

3 審査方法

- （1） 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。
- （2） 審査委員は、企画提案書に基づき、個別の審査項目ごとに評価、評点を行い、上位3位まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告する。
- （3） 参加者が1者のみであった場合、委員会において企画提案書等に基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- （4） 委員会は、提案内容の詳細の再確認を要すると認められるなど決定に至らなかった場合、後日、再度審査を行い、順位等を決定する。
- （5） 委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して県に報告する。
- （6） 委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

4 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。

審査基準
(審 査 項 目 、 審 査 の 観 点 及 び 配 点)

審査項目	審査観点	配点
1 業務実施方針		【10】
企画提案 全般	・ 事業の趣旨を理解した提案内容となっているか。 ・ 実施スケジュールが無理のないものであるか。 ・ 決められた予算の中で、効果的、効率的な内容となっているか。	10
2 業務実施方法		【40】
(1)研修 準備	・ 実施スケジュールは適切か。(早期かつ確実な実施の可否) ・ 研修日程及び会場は、受講者が受講しやすいものとなっているか。 ・ 受講申込から決定までの処理が、迅速かつ適切な方法となっているか。	10
(2)研修 実施	(研修内容) ・ 研修内容は、国の実施要綱で規定する研修の内容及び目的を満たすものとなっているか。 ・ 研修の講師は、研修内容に関して十分な知識及び経験を有する者であるか。(経歴、実務経験、資格等)	10
	(実施方法) ・ 研修方法は、講義形式のほか演習等を組み合わせる等、受講者が主体的に知識や技能を習得できるよう工夫されているか。 ・ 研修教材は、受講者が理解しやすく、研修後も活用できるものが準備されているか。	10
(3)研修 修了	・ 修了証の作成から交付まで、迅速かつ適切な方法となっているか。 ・ 県への名簿提出の方法は適切なものとなっているか。	10
3 広報		【10】
広報・ 周知方法	・ 計画的かつ効果的な広報を実施するものとなっているか。 ・ 研修受講対象者及び保育所等に、受講方法や研修内容等が十分理解される周知内容となっているか。	10
4 業務遂行能力関係		【20】
(1)業務 運営体制	・ 統括責任者や専従職員の配置等、提案内容を確実に履行できる体制か。 ・ 関係機関等との連携体制及び連絡調整は適切に行われるか。 ・ 本業務に類似する業務の実績は良好であるか。	10
(2)個人 情報保護	・ 個人情報の取扱いについて、適正に管理が行われるか。 ・ 県及び市町村へ情報提供する際の方法は適切か。	10
5 事業経費		【10】
積算内訳	・ 積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・ 提案内容との整合性が図られているか。	10
6 追加提案		【10】
独自企画 提案	・ 独自に工夫した点や、より効果的に事業実施するための方策が提案されているか。	10

【評価基準】

非常に優れている	優れている	妥当である	やや不十分である	不十分である
10、9点	8、7点	6、5点	4、3点	2、1点